

○大府市身体障がい者用自動車改造費助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、身体障がい者が自立した生活、社会活動への参加、通学、通院及び就労（以下「就労等」という。）のために、自らが所有し、運転する自動車を改造する場合に、改造に要する費用を助成することにより、身体障がい者の社会参加の促進を図り、もって福祉の増進に資することを目的として実施する大府市身体障がい者用自動車改造費助成事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 事業の対象となる者は、本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている身体障がい者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条第3項に規定する普通自動車免許（仮運転免許以外の免許で普通自動車を運転することができるものに限る。）を受け、同法第91条の規定により、免許に条件を付された者
- (3) 就労等に伴い、自らが所有し、運転する自動車の操向装置、駆動装置等（以下「操向装置等」という。）の一部を改造する必要がある者
- (4) 改造を行う月の属する年の前年（改造を行う月が、1月から6月までの間にある場合は、前々年とする。）の所得税の課税総所得金額（各所得控除を控除した後の額）が、当該月の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、操向装置等の一部の改造に要する費用に相当する額とし、10万円を限度とする。

(申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、身体障がい者用自動車改造費助成（変更）申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、現に本制度又は他の制度により同様の助成を受けた自動車を自らが所有し、運転している者は、助成金の交付申請をすることができない。

- (1) 改造施工業者の見積書
- (2) 自動車運転免許証の写し
- (3) 改造前の当該自動車の状態を確認できるもの（写真等）

2 助成金の交付申請は、1車両について1回を限度とする。

(決定通知)

第5条 市長は、前条第1項の申請書を受理したときは、速やかに、その内容を審査し、その適否を決定し、身体障がい者用自動車改造費助成金支給（却下）決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(変更申請等)

第6条 申請者は、前条の規定により決定された内容に変更が生じたときは、身体障がい者用自動車改造費助成(変更)申請書(第1号様式)に第4条各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、速やかに、その内容を審査し、その適否を決定し、身体障がい者用自動車改造費助成金変更支給(却下)決定通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

(完了届)

第7条 第5条又は前条第2項の規定により助成金の交付の決定を受けた者(以下「受給者」という。)は、自動車の改造が完了したときは、速やかに、身体障がい者用自動車改造完了届(第4号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 領収書の写し

(2) 自動車検査証の写し

(3) 改造後の当該自動車の状態が確認できるもの(写真等)

(支払)

第8条 市長は、前条の完了届を受理したときは、速やかに、その内容を審査し、適当と認めるときは、受給者に、身体障がい者用自動車改造費助成金請求書(第5号様式)を提出させるものとする。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに、その内容を審査し、助成金を交付するものとする。

(記録の整備)

第9条 市長は、助成金の交付について、必要な事項を記録した台帳を整備しておかなければならない。

(助成金の返還)

第10条 市長は、受給者が偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたと認めるときは、当該受給者に助成した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。